

6-8. その他の公共施設

その他の公共施設は、文化財や遊休施設のほか、小規模な公共施設及び普通財産です。これらの施設は、利用の実態やコスト分析などを実施することが困難であるため、施設の概要とまとめのみを記載します。

6-8-1. 文化財

(1) 施設の概要

文化財として指定されている建造物のうち、本市が所有している公共施設は6施設ありますが、県指定文化財(建造物)である川越城本丸御殿及び市指定文化財(建造物)である蔵造り資料館(旧小山家住宅)は、「6-2-4. その他教育施設」で分析しているため、以下ではそれ以外の4施設を対象とします。

旧川越織物市場は、1910年(明治43年)に建てられ、格子戸と雨戸の二重揚戸(あげど)など、市場建築として様々な特徴を持っています。2002年に市が建物の寄附を受け、産業遺構としてその希少性が高いことから、2005年3月に市指定文化財(建造物)に指定されました。また、旧川越織物市場と関連する建造物として同じ敷地内の旧栄養食配給所が同時に市指定文化財(建造物)に指定されています。

旧山崎家別邸は、川越の老舗菓子店「亀屋」の五代目である山崎嘉七氏の隠居所として建てられました。和館・洋館の建築とともに、茶室を含む庭園は保岡勝也の設計として高く評価されています。2000年4月に主屋・茶室・腰掛待合が市指定文化財(建造物)に指定され、2006年に市が建物部分の寄贈を受けました。なお、2011年には「旧山崎氏別邸庭園」の名称で国の記念物に登録されました。

永島家住宅(旧武家屋敷)は、三久保町に残る武家屋敷で、県内でも例を見ない遺構です。2006年3月に建物を含めた敷地全体が市指定文化財(史跡)に指定され、2011年7月に市が建物の一部の寄附を受けました。暫定的な公開を行っていますが、今後は計画的に調査を実施し復元修理を行った上で活用を進める予定です。

鐘楼堂(鐘撞堂)は、「時の鐘」として古くから市民に親しまれてきた建造物で、1958年3月に市指定文化財(建造物)に指定されました。その鐘の音は、1996年に旧環境庁(環境省)から『残したい日本の音風景100選』に認定されました。

【図6-8-1-1】施設一覧

施設名	所在地	面積 (㎡)				構造	老朽化状況		備考
		土地	うち借地	建物	うち借家		建築年	経過年数	
1 旧川越織物市場	松江町2丁目11-10	1,475.85	1,475.85	1,130.84	0.00	W造	1910	101	土地は土地開発公社所有
2 旧山崎家別邸	松江町2丁目7-8	2,272.54	2,272.54	258.41	0.00	W造	不明		土地は土地開発公社所有
3 永島家住宅(旧武家屋敷)	三久保町5-8	1,184.62	0.00	146.53	0.00	W造	不明		
4 鐘楼堂	幸町15-7	52.89	0.00	20.66	0.00	W造	1894	117	

(2)まとめ

本市にとって貴重な文化財である上記の4施設及び川越城本丸御殿及び蔵造り資料館の計6施設は、歴史的風致の維持向上と地域のきずなの維持に資する建造物です。そのために、計画的な保存修理事業や活用が求められています。

なお、2012年度は、旧山崎家別邸の庭園公開を実施するとともに、旧川越織物市場の利活用調査を実施することとなっています。また、永島家住宅についても、「川越市歴史的風致維持向上計画」において、保存整備が位置付けられています。

6-8-2. 遊休施設

(1) 施設の概要

遊休施設は、一定の利用目的が終了した後、次の利活用方法を検討中の公共施設や取得後に具体的な利活用方法を検討中の公共施設です。本白書で遊休施設と位置付けた公共施設は、以下の4施設です。

利活用方法を検討した結果、不要と判断された施設は、普通財産に変更し、貸付や売払いなどを行います。(行政財産でも貸付はできますが、その用途又は目的を妨げない限りという制約があります。)

旧西清掃センターは、資源化センターの本稼動に伴い、2010年3月末に稼働停止しました。2012年3月現在は、施設解体のために必要な手続きを行うとともに、跡地利用について、廃棄物等の一時保管場所として暫定的な活用などの検討を進めています。

旧寿町学校給食センターは、菅間学校給食センターの開設に伴い、2005年3月末に閉鎖しました。2012年3月時点では、発掘調査出土遺物や博物館の収蔵品、観光関連の撮影機材などの保管庫として利用されています。

旧市立診療所は、2012年3月末に閉鎖しました。

平塚新田旧戸田邸は、2011年4月に寄附を受けました。

【図6-8-2-1】施設一覧

施設名	所在地	面積 (㎡)				構造	老朽化状況		備考
		土地	うち借地	建物	うち借家		建築年	経過年数	
旧西清掃センター	笠幡3299-1	23,048.00	0.00	7,700.31	0.00	RC造	1978	33	
旧寿町学校給食センター	寿町2丁目298	4,744.91	0.00	2,105.81	0.00	RC造	1975	37	
旧川越市立診療所	小仙波町2丁目45-5	4,253.54	0.00	1,722.24	0.00	RC造	1974	37	登記地積は6,059.19㎡
平塚新田旧戸田邸	平塚新田5 1	823.74	0.00	134.29	0.00	W造	不明		

(2) まとめ

遊休施設に関しては、新たな用途で利活用を図るか、施設を取り壊して敷地を売払いするなど、できる限り早急に利活用方策を検討します。

6-8-3. その他の行政財産

(1) 施設の概要

その他の行政財産は、比較的小規模な公共施設として、市が所有又は賃借しているものです。(面積が斜体となっている施設は、市が借上げている公共施設です。)

母子生活支援施設すみれ館は、児童福祉法第 38 条及び川越市母子生活支援施設条例で位置付けられた「母子生活支援施設」です。その設置目的は、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う」とされています。

霞ヶ関駅自由通路は、川越市霞ヶ関駅自由通路条例に位置付けられ、東武東上線霞ヶ関駅の駅舎改築工事に伴って整備されました。これにより、駅舎が橋上化し、北口の開設も実現しました。

そのほか、その他の行政財産の一覧は【図 6-8-3-1】のとおりです。

【図 6-8-3-1】施設一覧

	建物面積	構造	老朽化状況	
			建築年	経過年数
母子生活支援施設すみれ館	554.50m ²	RC造	1971	41
霞ヶ関駅自由通路	460.00m ²	S造	2006	6
鴨田農業集落排水処理施設	340.97m ²	RC造	2005	7
公衆便所(13か所合計)	286.05m ²	---	---	
山車集中保管庫	270.90m ²	RC造	1970	41
石田本郷農業集落排水処理施設	199.90m ²	RC造	2011	1
第二ことぶき荘	158.66m ²	W造		
障害福祉サービス事業所 第3川越いもの子作業所	152.76m ²	W造	1955	56
天の川排水機場	132.00m ²	RC造	1984	28
大気汚染常時監視測定局(4か所合計)	110.91m ²	---	---	
リサイクル物品保管施設	98.28m ²	RC造	1995	17
市民相談室	90.20m ²	SRC造		
川越市計量検査所	74.53m ²	S造	2003	9
建設部夜間工事担当職員用詰所	74.52m ²	S造	2001	10
砂新田り災者住宅	37.95m ²	W造	不明	
松江町ポケットパーク	23.17m ²	W造	1995	17
川越福祉の店	10.00m ²	SRC造		
物置(屋外広告物保管)	9.56m ²	S造	2001	10
合計	3,084.86m ²			

(2) まとめ

その他の公共施設に関しては、その必要性や本市が所有する意義、費用対効果などについて、不断の検証を行います。

6-8-4. 普通財産

(1) 施設の概要

普通財産は、これまで記載してきた行政財産以外の公有財産です。

普通財産は、行政財産と異なり、公の目的に直接供用するものではないことから、貸付や交換、売払、譲与などを行うことができます。本市では、消防業務に関して、川島町と一部事務組合を組成しており、組合に対して器具置場や水防倉庫などを貸付けている施設が多くあります。

また、普通財産の中には、集会所や自主防犯ステーションとして地域の方々が利用する施設も含まれており、自治会などに無償で貸付けています。

普通財産の一覧は【図 6-8-4-1】のとおりです。

【図 6-8-4-1】施設一覧

	建物面積	構造	老朽化状況	
			建築年	経過年数
高階分署	1,098.23㎡	RC造	1972	39
器具置場(34か所合計)	632.46㎡	---	---	
集会所(7か所合計)	492.35㎡	---	---	
アトレ公共床	424.12㎡	SRC造	1990	22
下田保育園	387.06㎡	RC造	1973	39
勤労会館	230.57㎡	W造	1968	44
大字山城遺贈住宅	171.07㎡	W造	不明	
水防倉庫(8か所合計)	168.31㎡	---	---	
自主防犯ステーション(3か所合計)	152.54㎡	---	---	
川越市駅前交番	47.60㎡	RC造	1967	45
その他(3か所合計)	37.24㎡	---	---	
合計	3,841.55㎡			

(2) まとめ

普通財産に関しては、今後も第三者への貸付などを通じて有効活用を図るとともに、必要性や費用対効果などに課題が生じた施設は、積極的な売払を通じた利活用を検討します。特に、特定の団体に長期間、独占的に貸付けている施設は、本市が普通財産として所有する意義を検証し、必要に応じて当該施設を利用している借受人などに売払、譲与することを検討します。

また、普通財産として貸付ける場合には、借受人の性質を十分に考慮しつつ、適切な貸付料を徴収するよう留意します。